事務連絡

令和３年１月７日

新宿区立学校長

新宿区立幼稚園長

教育指導課長

教育支援課長

学校運営課長

新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（依頼）

各学校・園においては、新型コロナウイルス感染症対策と幼児・児童・生徒（以降、「児童・生徒等」という。）の健やかな学びの保障との両立に取り組んでいただいているところです。

現在、東京都においては感染状況がこれまでとは全く異なるステージに入っており、本日、緊急事態宣言が発令されました。

新宿区教育委員会では、緊急事態宣言が発令されたことを受け、今後の学校運営の基本方針等についてまとめましたので、下記のとおりお知らせします。

また、学校における感染の発生や感染拡大のリスクを低減するためには、基本的な感染症対策を一層徹底するとともに、家庭と連携していくことが肝要です。別途、令和３年１月７日付２新教指指第505号「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための家庭へのお願いについて」により、教育長から家庭への依頼文の配布について通知しましたので、本事務連絡に添付する保護者向け通知案と合わせて配布するよう、よろしくお願いします。

記

１　学校運営の基本方針

　感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

今後、感染状況に応じて、学校における対面での指導に加えて家庭でのオンライン学習等も実施できるよう、準備を進めていく。

２　児童・生徒等に対する指導

(1)　基本的な感染症予防策の徹底

　　〇　次に掲げる密閉・密集・密接を回避する。

　　　ア　換気の悪い密閉空間

　　　イ　多くの児童・生徒等が密集している状況

　　　ウ　互いに手を伸ばしたら届く距離（１ｍ以内）での会話や共同行為

　　〇　次に掲げる場合には30秒程度かけての水と石けんでの手洗いを指導する。

　　　ア　外から教室に入るとき。

　　　イ　マスクを外している状態で咳やくしゃみをしたとき。

　　　ウ　鼻をかんだとき。

　　　エ　給食の前後

　　　オ　掃除の後

　　　カ　トイレの後

　　　キ　共有のものを触ったとき。

　　〇　マスクの着用等咳エチケットを指導する。

　　〇　児童・生徒等の検温結果及び健康状態を把握する。

　　〇　30分に1回以上の換気を実施する。

　　〇　特に児童・生徒が手を触れる箇所について消毒液を使用して清拭する。

〇　昼食や休み時間における感染症予防策の徹底

・　食事の際、マスクは食事直前に外し、食事後は速やかマスクを着用するよう指導する。

　　　・　児童、生徒等が対面しての食事は避け、食事中の会話はしないよう指導する。

・　休み時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしないよう指導する。

　(2) 学習活動

感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動（枠内参照）については、緊急事態宣言の発令に伴い、緊急事態宣言が解除されるまでは行わないこととする。

・　グループや少人数等での話合い活動、対面形式となるグループワーク等

　※　マスク等を必ず着用した上で（パーテーションを設置する等の飛沫防止策も講じることが望ましい）、児童・生徒の間隔を１ｍ程度とり、５分～10分程度の短時間の活動であれば実施は可能。

・　音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダーや鍵盤ハーモニカ等）を用いる活動

　※　歌唱指導については、マスク等を着用した上で、体育館や校庭等の広い場所を使用し、児童・生徒の間隔を2ｍ程度とることで実施は可能。対面での活動は避ける。唾液が飛散しない打楽器などの楽器は使用可能。

・　家庭科における調理実習

・　体育における身体接触を伴う活動（マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防等）

・　児童・生徒が対面で器具等を操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察

　※　マスク等を必ず着用した上で（パーテーションを設置する等の飛沫防止策も講じることが望ましい）、児童・生徒の間隔を１ｍ程度とり、使用する器具等を共用しない環境（あるいはその都度消毒する等）を準備できる場合は実施が可能。

枠内の活動以外にも、児童・生徒が近距離で密集する活動は行わないこと。

また、各校においては、デジタルドリルや協働学習支援ツール等を効果的に活用するなどして学習活動を工夫し、児童・生徒の対話的な学びの場面を設けていくこと。

　(3)　部活動及びクラブ活動

〇　緊急事態宣言が解除されるまで、マスクを着用し、飛沫防止策を講じることができる活動であ

ると学校が判断した活動に限り実施可能とする。なお、活動を実施する場合には、感染防止対策が徹底されていることを顧問等が常時確認すること。また、対外試合、練習試合は実施しない。

　(4)　校内で行う学校行事等

〇　「いわゆる３密に留意し、原則として、学年を超えない形での開催は可能とする」を継続する。

〇　保護者の参観を伴う行事については、緊急事態宣言が解除されるまで行わない。ただし、展覧会など幼児・児童・生徒と保護者等の大人が接触しない行事については、体育館等で開催することができる。

　(5)　外部講師を招いての活動等

　　〇　行うことができる。ただし、外部講師に対して事前の健康観察を依頼し、来校時も学校（園）で検温や手指の消毒等を確実に行うこと。

　(6)　校外で行う活動等

〇　遠足及び社会科見学やその他の校外で行う活動は、校（園）長が感染状況に基づいて判断し実施できることとする。ただし、緊急事態宣言が解除されるまでは、公共交通機関は利用しないこととする（貸切バスは利用可）。また、都県境をまたぐ移動が伴う活動についても行わない。

　(7)　学校公開等

〇　緊急事態宣言が解除されるまで、学校公開は中止とする。

　　〇　学校説明会については、感染対策を講じた上で実施する。説明会の開催時間が児童・生徒の在校時刻と重なっている学校については、保護者と児童・生徒の動線を分けること。

　(8)　卒業期の移動教室・修学旅行代替イベント（小学校６年生・中学校３年生）

　　〇　現時点では実施の予定である。ただし、緊急事態宣言が解除されない場合は、都県境を越えるイベントについては中止とする。

　(9)　令和２年度卒業式

卒業生（入学生）全員が一堂に会しての開催は可とする。なお、学校の状況により分割での開催も可とする。以下の出席可否についてもこれまでと変更しない。

　　　ア　保護者 各家庭２人まで可

　　　イ　在校生 代表者のみ可

　　　ウ　来賓 不可

　　　　なお、卒業式が行われる３月には緊急事態宣言は解除されている可能性もあるが、「(2)学習活動」で示した通り、音楽で「音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダーや鍵盤ハーモニカ等）を用いる活動」等の活動を当面の間実施できない（歌唱指導は実施形態によっては可能）ことを踏まえて、当日の式典の内容を計画する。事前にビデオメッセージを録画するなど、現在の状況で実施できる方法を各校で検討すること。

　(10)　その他教育委員会が主催する行事等

　　【One Day英語キャンプ】

感染対策を徹底した上で、実施する。

　　【入学前プログラム】

　　　　緊急事態宣言が解除されるまでの間は、中止とする。

３　家庭における感染症予防策の徹底

(1)　家庭での毎朝の検温や健康観察を促進し、児童、生徒等に発熱や体調不良の場合は登校・登園を控えるよう要請すること。

(2)　児童・生徒等の同居する親族に風邪症状が見られた場合はPCR検査を受ける前であっても児童・生徒等の登校・登園を控えるよう要請すること。

(3)　登校・登園時のマスクの着用をお願いすること。

(4)　不要不急の外出はできるだけ控えるようにお願いすること。

４　教職員等の健康管理の徹底

(1)　基本的な感染症予防策の徹底

〇　３密の回避、正しい手洗い、咳エチケットを徹底する。（会話や会議の際も必ずマスク着用）

〇　毎朝検温、健康観察を徹底する。

〇　不要不急の外出はできるだけ避ける。

〇　教職員又は同居する家族等に風邪症状がみられた場合には、ＰＣＲ検査を受ける前であっても速やかに管理職に連絡し対応を相談する。

〇　出勤時の健康チェックを徹底する。（健康チェック票に検温結果等を記録）

〇　家庭においても、部屋の十分な換気を行う、手が触れる場所などの消毒を行う、同居する者とタオルを共用しないなどの感染症対策を徹底する。

〇　委託事業者に対しても健康管理を徹底する。

　(2)　昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

〇　喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。

〇　大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話はしない。

〇　休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

(3)　その他

〇　体調に不安を感じるなどして教職員が急遽出勤できなくなる可能性も想定して、教職員間で業務内容や進捗、学級の状況等の情報共有を日ごろから行うことや、教職員が出勤できなくなった場合の指導体制等の校務分掌について検討しておくこと。

５　その他

(1)　医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等については、改めて学校医や主治医の見解を保護者に確認し、登校の判断を行うこと。欠席を判断する場合には、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができることを説明するとともに、デジタルドリルなどを活用して学習機会の確保に努めること。

(2)　２月以降実施予定の研究発表等については、対象校と個別に協議する。

【担当】教育委員会事務局

（教育活動について）

　教育指導課指導係（内線6152）

（部活動・移動教室について）

　教育支援課教育活動支援係（内線87471）

（感染防止対策について）

学校運営課保健給食係（内線6171）